

新たな『共生』に向けた 日本語学習

在住外国人の日本語学習については、一貫した政策や制度、基準が存在しないまま現在に至っている。近年の経済状況の悪化により、職を失う在住外国人が増え、これまでのような日本語が話せなくても就労できていた環境が失われつつある中で、実用的な日本語学習へのニーズは高まっているといえるだろう。目的を定め、それに特化した日本語教室や、教室に通いやすいよう企業と連携した日本語教室を開催するなど、個々に工夫を凝らしてニーズに対応しようとしている地域もある。

このように、在住外国人の日本語学習を取り巻く状況が大きく変化し、日本語の学習基準を設定する必要性が強く叫ばれる中、今年5月、文化庁での委員会審議を経て、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案が提示された。こういった動きは、新たな共生に向けた第一歩といえるだろう。定住外国人の日本語学習についてさまざまな立場から論じることで、多くの方に新たな共生について考えていただくとともに、各地域で行われている日本語学習の実践的な取り組み例をご紹介しますことで、事業の参考としていただきたい。

多文化共生のための地域日本語教育をめざして

名古屋外国語大学外国語学部日本語学科教授（日本語教育学会会長） 尾崎 明人

日本に暮らす外国人は220万人を超え、さらに増え続けると予測されている。外国人は地域の産業や経済を支える働き手であり消費者でもある。もはや外国人の受入れを抜きに日本の将来を語ることはできないだろう。外国人の人権が守られる多文化共生社会の実現が日本のめざすべき方向だと思われる。

多文化共生をめざす試みはすでに全国の多くの自治体で進められている。また、外国人に係わる住民基本台帳制度が2年後には施行され、外国人住民に対する行政サービスの向上が期待されてい

る。しかし、定住外国人のための日本語教育には解決すべき課題が多い。そこで、本稿では、地域日本語教育の「システムづくり」と「プログラムづくり」という2つの課題を取り上げる。

地域日本語教育のシステムづくり

1 ボランティア依存の現状

文化庁が毎年実施している全国の日本語教育機関調査によれば、2008年11月現在、1,779の日本語教育機関・施設がある。そのうちの734機関（41%）は地方自治体、教育委員会、国際交流協

会、NPO法人、任意団体が運営母体となり、ほぼ無料で外国人の日本語学習を支援している。そこで教えている人は16,240人で、そのうち15,001人(92%)はボランティアである。地域に暮らす定住外国人の日本語教育は、ボランティアに支えられているといいだろう。

ボランティア日本語教室は、外国人が日本語や日本の社会文化を学ぶとともに、日本人との人間関係を広げる場になっている。一方、日本人ボランティアは外国人とのコミュニケーションの仕方を学んだり、外国人の目を通して日本の文化や習慣、社会の在りようについて考えたりするきっかけが得られる。日本語教室は、異文化接触を通して日本人と外国人が共に学ぶ場として多文化共生のために重要な役割を担っている。

しかし、外国人からは、「教材が自分のレベルに合っていない」「学習活動が自分の目的に合っていない」「学習活動が単調で、場当たりのだ」「ボランティアがこちらの言葉を知らないので質問ができない」といった声が聞かれる。一方、ボランティアからも「欠席する人、やめてしまう人が多い」「日本語の教え方が分からない」「媒介語がないので入門期の指導がむずかしい」などの悩みが聞かれる。

このような不満や悩みを解消するには、ボランティア依存の現状を根本的に改善するため、行政の責任において日本語教育のシステムを構築する必要がある。

2 地域日本語教育のシステム

文化審議会の中に設けられた日本語教育小委員会は、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目標、教育内容と方法、地域日本語教育の体制の在り方、日本語能力の測定方法、指導力の評価方法について国が一定の指針を示すことを求めている。地方自治体に対しては、国と協力しながら、国の指針を地域の特性に応じて具体化するための人材の養成、日本語学習環境を整備するた

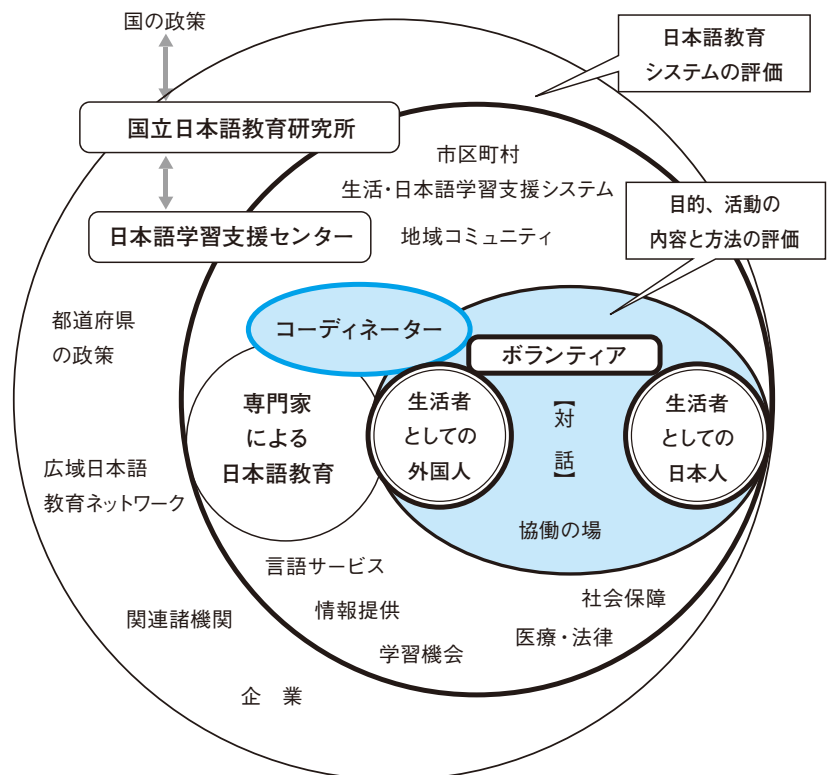
めの財政支援などを求めている。また、行政と関係機関・団体の連携を図るためコーディネート機能を担う機関と人材が必要であると指摘し、そのために自治体が常勤職員を配置することや国際交流協会などがコーディネート機能を果たすよう要望している。

この小委員会報告と(社)日本語教育学会の調査研究報告をもとに、図のような地域日本語教育のシステムを提案したい。

このシステムの要点は次のとおりである。

- ① ボランティアの役割：市区町村は、生活者としての「外国人」と「日本人」の対話が生まれる場づくりを推進する。ボランティアは、自らが外国人と交流するとともに、外国人が地域社会の中で人的ネットワークを広げていけるように支援する。
- ② 日本語教育専門家の役割：日本語教育専門家は、学習者のニーズを把握し、地域の実情に応じた日本語教育プログラムを開発し、教室における日本語指導の責任を負う。
- ③ コーディネーターの役割：コーディネーターは、ボランティアの交流活動と専門家の日本語

図 地域日本語教育のシステム図



指導を有機的、効果的に結びつける。さらに、日本語教室と行政や地域社会とを結びつける仕事を引き受ける。

- ④ 日本語学習支援センターの役割：全国数カ所に設ける日本語学習支援センターは、国が示す指針や日本語教育小委員会の提案を参照しつつ、近隣の大学や日本語学校などと協力して、カリキュラムや教材の開発、人材育成に取り組む。

- ⑤ 国立日本語教育研究所の役割：国立日本語教育研究所は、国の日本語教育政策の立案を助けるシンクタンクである。研究所は、日本語学習支援センターと連携して日本語教育の施策を推進する。また、地域日本語教育に関する調査・研究、情報の収集と蓄積、データベースの構築と管理・運営、地域日本語教育の全国的なネットワークづくりなどを担う。

このようなシステムづくりの観点から、豊田市が名古屋大学に委嘱して進めている「とよた日本語学習支援システム」や浜松市が今年1月にスタートさせた「浜松市外国人学習支援センター」などの取り組みは高く評価できる。今後の展開に注目したい。

地域日本語教育のプログラムづくり

地域日本語教育のプログラムづくりにあたっては、ボランティア日本語教室の活動と専門家による体系的な日本語教育とを有機的、効率的に組み合わせることが肝要である。

1 ボランティア日本語教室の活動

日本語が分からない外国人に日本語で「日本語を教える」には熟練の技が求められる。単純な日本語から徐々に複雑な日本語へと積み上げていく方法がとられているが、数回欠席した学習者は授業についていけなくなる。このような問題を解消するには、「日本語を教える」活動から「一緒に何かをする」活動へと発想を転換するといふ。ボランティアは「教師」ではなく活動の「パートナー」になるのである。

具体例の一つは「おしゃべり活動」である。おしゃべりをするには日本語が必要だが、理解を助

ける視覚的な素材や辞書などを準備すれば、限られた日本語能力でも会話は可能である。事実、話題を中心に編纂されたおしゃべり教材集が出版され、日本語ボランティアの間でも「おしゃべり活動」は一定の評価を得ているようである。

もう一つは、「イベント活動」である。外国人と日本人が言葉のハンディを互いに埋めつつ、一緒にイベントをするのである。バーベキューパーティーであれば、パーティーの場所の確保やチラシづくり、材料の買い出し、当日の役割分担（会場設営係、参加費の徴収係、調理係、写真係、ごみ処理係など）を決める。この一連の活動の中で「生きた」日本語を学ぶ機会がたくさん得られる。日本語だけを取り出して勉強するのではなく、日本語を使ってコミュニケーションをする中で日本語や社会習慣などを身に付けていくのである。

このような活動はすでに全国のあちこちで実践がなされており、成果も上がっている。日本語を教えない活動の事例を集めて、ボランティアの養成や研修に活用するといふ。

2 専門家による公的日本語教育

来日後の早い時期に、日本語教師の助けを借りながら日本語の基礎を短期間で効率よく学習することが重要である。日本語の基礎知識があれば、日常のコミュニケーションが楽になり、おしゃべりやイベントにも参加しやすくなる。

日常の会話能力だけで社会的自立は難しい。希望の職に就く、職業訓練を受ける、子どもを育てるなど、自立した生活には読み書き能力が不可欠である。しかし、日本語の書き言葉は話し言葉と大きく異なり、文字表記も複雑である。読み書き能力の獲得を助けるプログラムの開発と運営をボランティアに期待するのは無理である。

ボランティアによるおしゃべり活動やイベント活動、それに加えて専門家による集中的な初期指導と読み書き教育を包括する地域日本語教育を設計することが今まさに求められている。移民受入れ先進国の事例も参考にしながら、定住外国人の生活環境、学習条件に配慮した日本語教育プログラムの開発が急がれる。

地域日本語教育の充実に向けて

地域日本語教育を推進するにあたって、特に次の4点を要望した。

- ① 地域日本語教育のシステムを動かす人と予算を確保するため、日本語教育の振興にかかわる法律を整備する。
- ② 住民に対する行政サービスである日本語教育に地域間格差がでないようにする。
- ③ 自治体に日本語教育担当職員を配置する。ま

た、定住外国人をバイリンガル教師として積極的に採用する。

- ④ 日本語教育機関、特に大学は地域貢献の一環として地域日本語教育に協力する。

地域日本語教育のシステムとプログラムを作るにあたっては、地方自治体と日本語教育関係者の連携協力が不可欠である。会員4,500名の全国組織である(社)日本語教育学会も地域日本語教育の発展に寄与する仕事に取り組んでいることを報告して本稿の結びとする。

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について

文化庁文化庁国語課日本語教育専門職 山下 隆史

背景

日本に暮らす外国人は増加傾向にあり、日本における外国人登録者数はこの10年で約156万人から約219万人へと増加した(法務省調べ)。また日本国内における日本語学習者数も約9万人から約17万人へと増加している(文化庁調べ)。一方、日本における人口の将来推計によると数十年後には人口の大幅減が見込まれており(2008年7月1日現在、国立社会保障・人口問題研究所調べ(注1))、今後の日本社会の構成員について様々な議論がある。このような中で、日本に滞在し生活する外国人に対する日本語教育について、そのあり方に関する議論が積極的に行われるようになってきている。

このような状況を受け、2007年7月に文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会(以下、「小委員会」)が設置され、以来同小委員会では「生活者としての外国人」に対する日本語教育の体制の整備、内容の改善について検討を行ってきた。日本語教育の内容の改善については2008年10月から審議を始め、2010年5月に「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラ

ム案(以下、「標準的なカリキュラム案」)を取りまとめた。この標準的なカリキュラム案は「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容を指針として具体的に示したものである。

(注1) 国立社会保障・人口問題研究所ホームページ参照
<http://www.ipss.go.jp/>

標準的なカリキュラム案の内容について

最初に、「生活者としての外国人」とは、だれもが持っている「生活」という側面に着目して、日本において日常的生活を営むすべての外国人を指す言葉である。

標準的なカリキュラム案は、その「生活者としての外国人」が日本語で行うことが期待される生活上の行為と、それに対応する学習項目の要素を体系的に記述したものであるが、小委員会ではその開発にあたり、まず「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標を設定した(次ページ表1参照)。

以下、標準的なカリキュラム案の内容について、その開発過程に沿って説明する。

表1の目的・目標にもあるように、「生活者と

しての外国人」に
対する日本語教育
は、言語そのもの
の理解よりも、言
語を使って意思疎
通を図り、生活で
できるようになるこ
とが重要である。
小委員会ではこの

表1 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標

目的	言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り、生活できるようになること
目標	(1) 日本語を使って、健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること (2) 日本語を使って、自立した生活を送ることができるようにすること (3) 日本語を使って、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようにすること (4) 日本語を使って、文化的な生活を送ることができるようにすること

目的・目標を踏まえ、「生活者としての外国人」
が日本で生活する上で最低限必要とされる生活上
の行為を整理した。表2はその生活上の行為の大
枠である。

小委員会では、表2で示す生活上の行為をさら
に具体化した事例を121記述し(注2)、それぞれの
生活上の行為の事例について、日本語を用いて行
うことができるようになるために必要な学習項目
の七つの要素の記述を行った。具体的には表3で
示したとおり、①具体的な達成目標である「能力
記述」、②生活上の行為を行う「場面」、③日本語
での「やり取りの例」のほか、以下「やり取りの

例」に含まれる④発話の「機能」、⑤「文法」、⑥
「語彙」、⑦「4技能」である。

(注2)「生活上の行為」の事例を記述する際、中国帰国者
定着促進センター、国立国語研究所、国際日本語普及協
会(AJALT)等の研究・実践の成果を参考とした。

標準的なカリキュラム案の活用について

これまで説明してきたように、標準的なカリ
キュラム案では、日本語で行えるようになること
が期待される生活上の行為と、それぞれの生活上
の行為に対応した具体的な学習内容により、「生

表2 標準的なカリキュラム案で扱う生活上の行為の大枠

生活上の行為(大分類)	生活上の行為(中分類)
1 健康・安全に暮らす	・健康を保つ ・安全を守る
2 住居を確保・維持する	・住居を確保する ・住環境を整える
3 消費活動を行う	・物品購入・サービスを利用する ・お金を管理する
4 目的地に移動する	・公共交通機関を利用する ・自力で移動する
5 人とかかわる	・他者との関係を円滑にする
6 社会の一員となる	・地域・社会のルール・マナーを守る ・地域社会に参加する
7 自身を豊かにする	・余暇を楽しむ
8 情報を収集・発信する	・マスメディアを利用する

表3 生活上の行為の事例に対応する学習項目の要素の一例(「隣人に容態を伝えて助言を求める」について)

事例	学習項目	能力記述	場面	発話	文法	語彙	4技能
事例1 隣人に容態を伝えて助言を求める	1. 能力記述 2. 場面 3. 発話 4. 文法 5. 語彙 6. 4技能	1. 能力記述 2. 場面 3. 発話 4. 文法 5. 語彙 6. 4技能	1. 能力記述 2. 場面 3. 発話 4. 文法 5. 語彙 6. 4技能	1. 能力記述 2. 場面 3. 発話 4. 文法 5. 語彙 6. 4技能	1. 能力記述 2. 場面 3. 発話 4. 文法 5. 語彙 6. 4技能	1. 能力記述 2. 場面 3. 発話 4. 文法 5. 語彙 6. 4技能	1. 能力記述 2. 場面 3. 発話 4. 文法 5. 語彙 6. 4技能

活者としての外国人」に対する日本語教育の内容を示している(注3)。

ただし、標準的なカリキュラム案が示すのはあくまでも指針であり、日本語教育の内容の画一化を目指したものではない。地域によって外国人の置かれている状況や生活に必要な日本語は当然異なる。標準的なカリキュラム案は各地域において日本語教育のプログラムを検討・作成する際の基として作成したものであり、いわば日本語教育のプログラムを組み立てる際の「素材のリスト」である。日本語教育のコーディネーター的役割を果たす人が、標準的なカリキュラム案を基に、各地域における日本語教育の内容を検討し、実情に即した日本語教育を展開していくことが期待される。

(注3) 詳しくは、文化庁ホームページを参照のこと。標準的なカリキュラム案の詳細については、以下のURLを参照。
http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/kyouiku/nihongo_curriculum/index.html

課題・今後の展望について

今後、文化庁では各地の実践を通じて標準的なカリキュラム案自体の改善・充実を図るとともに、標準的なカリキュラム案の使い方の研修および人材養成に関する検討を行うこととしている。また、小委員会では標準的なカリキュラム案に基づいた「教材例の作成」「指導方法」「日本語能力の評価」「指導力の評価」について検討することを予定している。

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の課題は山積しているが、文化庁では多文化共生社会の構築のため、外国人の安心・安全および社会参加、自己実現を支える日本語教育を推進していきたい。

欧州における域外外国人に対する統合政策の転換とわが国の言語政策の課題

関西学院大学経済学部教授 井口 泰

出入国管理政策と統合政策の関係

1990年代半ば以降、先進諸国の外国人政策においては、「出入国管理政策 (immigration policy)」と並び、国内の外国人に対する「統合政策 (integration policy)」を第二の柱として強化する方向性が一層鮮明になっている。そして、各国の「統合プログラム」では、言語政策が重要な役割を果たしている。

2008年11月、ドイツ・ボン市で開催された移民専門家によるG8会合は、この方向性を確認した。加えて、統合政策を充実させなければ、出入国管理政策そのものが、目標を効果的に達成し得ないと指摘する。言い換えると、外国人を受け入れた後、当該外国人の権利の尊重や義務の遂行のため、

十分な措置の講じられない国は、「国益」に沿って外国人を選択的に受け入れても、長期的に、外国人と受入国の間に良好な関係を作りだすことができないことを意味する。

そこで重要な点は、「統合政策」が、1990年代後半以降、欧州において大きな改革を必要とした点である。従来の「統合政策」には、一体、何が欠けていたのだろうか。欠けていた決定的な要素は、異なる文化に属する集団が相互にわかり合う手段としての「共通言語」と考えられている。これがなければ、受入国の社会が、細かい民族や宗教による集団に分裂してしまうことが危惧されるからである。

本稿では、外国人政策のうち、欧州を中心とする統合政策の転換による言語政策の強化に焦点を

当て、そこから、わが国の外国人政策の一環としての言語政策の課題を論じたい。

なお、日本では、外国人政策において、「統合政策」は、法制度上、未だに認知されていない。外国人の多く居住する市町では、外国人の成人や子どもたちへの日本語支援を含めた「多文化共生」政策を推進してきた。また、内閣府は、関係省庁の「定住外国人対策」をとりまとめる。しかし、「統合政策」を充実することが、効果的な「出入国管理政策」にとって必要だという認識に欠けているのだ。

欧州における統合政策の転換と 言語政策の新機軸

石油危機を経た1980年代に、欧州でも外国人の定住化が進み、長期滞在の外国人の権利を自国民の権利に近づける動きが各国で強化された。この時期は、いわゆる「多文化主義(multiculturalism)」の将来に関し、楽観的な見通しが先進国を支配していた。しかし、その見通しは、1990年代に修正を迫られた。域外出身の外国人の第2世代が増加するなかで、域外出身外国人と域内市民には、言語能力や教育水準などの格差があり、それが、就業率や失業率などに顕著に反映されている。この格差は、第3世代になって是正されないどころか拡大し、受入国の国籍を取得しながら、その国と社会への反感を払しょくできない世代が存在する。治安悪化に関する懸念と同時に、外国人排斥や人種差別的な動きが高まったことも、欧州の移民・外国人情勢の一つの側面を成している。

そこで欧州諸国は、1990年代後半以降、従来の統合政策を改革し、居住する外国人に、受入国の言語を習得する機会を保障し、場合によっては、これを義務付ける方向へと大きく転換した。この新たな方向は、北米や豪州などの定住移民受入国の経験と整合的なものである。即ち、受入国の言語の習得が、外国人の受入国の経済や社会

への統合に、世代を超えて影響を及ぼすことに注意する必要がある。また、これは、受入国社会の一体性を維持し、外国人住民の縁辺化を防ぎ、貧困の堆積や治安の悪化などの社会的費用の発生を抑制する先行投資としての意義を持っている。

1997年のアムステルダム条約で、EUは、域内経済統合の進展に伴い、「共通移民政策」の推進に関する規定を設けた。欧州委員会は、「共通移民政策」に関し、2000年に欧州議会に送った通知のなかで、統合政策に言及した。その後、欧州理事会でなされた決定は、統合政策の改革の必要性を確認し、統合政策に関する報告書や指標などが公表され、「統合政策」はEU加盟国が共有する理念となった。

この間、EU各国は、外国人の統合政策を強化するための立法措置を次々と実施した。フィンランド、デンマーク、オランダ、フランス、ドイツおよびオーストリアなどで、1998年から2006年にかけて行った新たな立法措置の主要な内容は、①語学コース、②導入コース、③職種別の職業訓練などを含む。

これら施策は、基本的には国の施策でありながら、実施主体は、ほとんどが当該コミュニティ又は地域を管轄する自治体で継続的に実施する。多くの場合、財政資金の出所は国とされている(表1)。例えば、ドイツの場合は、統合コースの財源は連邦政府であるが、実施主体は、民間又は公的な機関である。デンマークやフィンランドは例外で、「統合政策」を企画し実施するのが市町村である。

表1 欧州主要国における統合プログラムの予算規模

国名	名称(財源)	予算額(年)
ドイツ(2005年)	統合コース(連邦のみ)	1億6900万ユーロ
デンマーク(2002年)	統合プログラム(難民および移民)(国・地方)	4億9300万ユーロ
フランス(2005年)	統合コース(国)	1億ユーロ
イタリア(2002年)	特別統合基金(国・地方)	4200万ユーロ
オランダ(2002年)	新規入国者向け統合予算(国) 既在住者向け統合予算(国)	1億6500万ユーロ 1億ユーロ

(資料出所) 欧州委員会(2003)に筆者が加筆。

(注) 1ユーロは約112円(2010年7月9日現在)

2004年8月に刊行されたEUの「統合ハンドブック」には、「外国人の統合は、社会の一体性を維持し経済発展を実現する上で、不可欠である。外国人が、自分も社会の一員なのだと感じることができるよう、私たちは、外国人を公平に扱い、社会に参加するために正当な方法を行行使することができるのだということを保障しなければならない。統合は、持続的で、双方向的なプロセスであって、それは、外国人と受入れ社会の相互の権利と義務に基礎をおいている」とし、具体的な施策のリストとして、①言語教育や導入教育の強化、②行政サービスへのアクセスの確保、③雇用機会確保および労働条件・社会保障、教育などの内外人平等などを掲げている。

欧州が直面する事態の深刻さは、オランダの「ヴァンゴッホ（暗殺）事件」後、リタ・フェルドンク移民・統合大臣が、「長い間、私たちの国には多文化社会が存在し、たやすく相互理解ができると言ってきたが、あまりにも単純に人々が共存できると思い込んできた」と語ったことから理解されよう。

そして、2009年12月に発効した改革条約（リスボン条約）によって、欧州委員会は、統合政策についても一定の権限を付与されている。同時にEUは、構造基金の一つとして、「統合基金（integration fund）」を設け、各国における統合政策の推進を支援している。

言語能力標準の設定と言語学習機会の保障

さて、欧州の統合政策の改革を進める上で、基盤を提供したのが、欧州共通参照枠（the Common European Framework of Reference

for Languages）と呼ばれる言語能力標準である。これは、欧州委員会が設定した実践的な言語能力を測定する標準で、A1、A2、B1、B2、C1、C2の6段階からなっている。決して各国に採用を強制するものではないが、EU加盟国の多くが、これを標準として各国の実践的な言語能力の標準を定めるに至った。国別の言語能力標準が定められることが、統合政策の一環として、外国人に言語習得の機会を保障する制度を普及させる上で極めて重要な役割を果たした。

このうち、生活に必要な最低限の基準を満たす言語能力の習得（多くはA1又はA1.1水準）のため、当局が受講を指示することがある。特に、オランダでは、配偶者を母国から呼び寄せる際に、A1水準のオランダ語を母国で習得するように義務付けたため、国際人権規約などに違反するのではないかと、欧州全体で議論になった。多くの諸国では、呼び寄せた家族に対して、受入国内で受講を指示している。また、指示に反した場合には、滞在資格を更新する際、本人に不利益が発生する可能性がある。しかし、言語習得の困難さを勘案すると、実務上、過度に厳格な措置を講じることには限界がある（表2）。

表2 欧州主要国におけるEU域外外国人に対する言語学習機会と滞在資格の要件の関係

	家族呼寄せ	永住権の取得	国籍の取得	公的コースへの参加
ドイツ	なし	B1水準	B1水準	義務的（A1）＋選択的
オーストリア	なし	A2水準	なし	選択的
デンマーク	検討中	B1/B2水準	B2水準	義務的
ベルギー（注）	なし	なし	なし	義務的（A1）
フランス	なし	A1.1水準	インタビューのみ	義務的
オランダ	A1水準	A2水準	A2水準	義務的
イギリス	なし	B1水準	より高度な水準	選択的（A1）
ノルウエー	なし	300時間のコース参加	300時間のコース参加	義務的
イタリア	なし	なし	なし	選択的 就労者は入国前にA2
チェコ	なし	不明	インタビュー	選択的
エストニア	なし	A1-A2水準	不明	選択的

（資料出所）欧州委員会第Ⅲ総局言語部および第Ⅴ総局人の移動部（2008）に筆者が修正。

（注）フレマン語圏のみ。

同時に、重要なことは、言語講習への参加と同時に、導入講習や市民化教育などと呼ばれるオリエンテーションが実施され、受入国およびその社会の基本的な価値や法令、文化、慣習などについて、外国人に理解を得させるコースが設けられている点である。

制度設計にあたり、言語能力標準の設定が極めて重要な前提となることは当然であるが、これに伴い、言語能力の判定テストの開発、標準的な言語習得コースの設定（各国では、300時間から900時間程度と差がある）、外国人の実践的言語能力の認証制度、言語教員の公的な認定制度、民間の言語教育機関の認証制度、自治体による受講指示、受講に際しての雇用企業の協力などの措置が必要であり、地域において、外国人が継続的に地域で言語能力を向上できるインフラとして整備することが重要である。

また、アメリカ、オーストラリア、カナダなど、伝統的移民受入国で実施されている地域における言語習得の支援制度と、欧州や日本などの場合、制度設計の違いに注意すべきである。伝統的な移民受入国では、市民権取得をゴールとして言語能力の習得を求めてきた。しかし、それ以外の国々では、市民権取得を必ずしも目標とせずとも、統合政策の視点から、本人と受入国社会の双方向的な努力として、継続的な言語習得のシステムを設計することが重要なのである。

おわりに

わが国の外国人政策は、出入国管理政策中心に展開され、その居住する地域で、どれだけ外国人の権利が尊重され、義務が遂行できるかは、議論されることが少ない。そこには、本人と受入社会

の間の双方向的な努力を促進する仕組みがなく、特に、言語習得も自己責任に任されてきた。このままでは、日本は、外国人を受け入れるための基本となる制度的インフラが未整備の国と見られ、外国人を受け入れても、人権すら十分に守れない国ということになりかねない。

外国人集住都市会議によれば、外国人住民の40%以上は、日常会話に必要な程度しか日本語を習得できていない。このままでは、外国人住民が増加するにつれ、欧州諸国が1990年代に経験したような事態を招きかねない。このため、関係諸都市が中心になって、段階的な日本語能力標準の開発や、日本語学習システムの導入を試験的に実施している。

アジア経済の成長により、日本経済は、世界経済危機から脱出しようとしている。今後の活力ある経済発展にとって、外国人の受入れが重要になるなかで、外国人とその家族が日本語を学習する権利を保障するインフラ整備のため、先進諸国の多様な経験から学びながら、今こそ日本独自の設計を具体化する時期を迎えている。

〈主要参考文献〉

- ・ BAMF (2009) Konzept für einen bundesweiten Integrationskurse
- ・ BAMF, Goethe Institut (2009) Einstufungssystem für die Integrationskurse in Deutschland.
- ・ Bundesministerium des Innern (2008) Final Report G8 Expert Round Table on Diversity and Integration
- ・ Council of Europe (2009) "Linguistic Integration of Adults migrants" なお、欧州議会および欧州委員会の文献については、字数の制約のため省略した。
- ・ 井口 泰 (2009a) 「改正入管法・住基法と外国人政策の展望」有斐閣編集『ジュリスト』2009年10月1日号 No. 1386 pp79-84
- ・ 井口 泰 (2009d) 「外国人政策の改革と新たなアジアの経済連携の展望—入管政策と統合政策を基盤として—『移民政策研究』Vol.1 創刊号・移民政策学会編、現代人文社・18-29ページ ほか。

散在地域の実情と学習ノウハウ

のしろ日本語学習会代表 北川 裕子

秋田県の外国人登録者の特徴と能代市の現状

秋田県の外国人登録者数は4,405名で、全国から見ると下位4位の位置にある。2000年以降は女性登録者の割合が8割となり、山形と並んで突出して女性の割合が高い。秋田県の北部に位置する能代市は、大学も国際交流協会も存在しないため外国人と接する機会は極端に少ない。市の外国人登録者数は約250名ほどだが、ほとんどが日本人配偶者である。他に高校の留学生とALTが数名、会社研修生は縫製工場と企業の研修生が主である。フィリピン、中国、韓国、マレーシア、インドネシア、ロシアなど、民族・言語背景、学歴・学習経験、職歴・出身階層は多岐にわたる。

「のしろ日本語学習会」設立経緯

1991年、初めて迎え入れる中国帰国家族12名に対する通訳および日本語指導者として北川個人が能代市から委託されたことを契機に設立した会である。この経験は、国際交流と国際理解の意味を自分自身に改めて問い直すことになった。海外出身者との接触経験がない地域住民と帰国家族との間で日本語によるコミュニケーション不足と同時に、文化・習慣の違いから起きるトラブルが生じたり、日本人住民の「アジア蔑視」ともとれる場面に遭遇するなど、多くの障壁が存在することを知らされていく。

トラブルが発生するたびに駆けつけ交渉を担ってきたが、日本語指導と同時に生活圏を取り巻くソーシャルワーカー的な存在の必要性を感じた日々だった。日本語教授法が必要なことを痛感したことで、自分自身が学び直し、1994年に正式に「のしろ日本語学習会」を立ち上げる。外国籍住民の言語支援の場所と同時に、日本人住民も国際化をより身近なものとして関われる教室を目指し

て、毎週火曜日と木曜日の教室を開催している。

1 生活支援から自立と自律を視野に入れた日本語教室

①日本語能力試験3級レベルが身に付く支援（読む、書く、聞く、話す）

地域での情報は広報紙が80%を占める。会話が上手でも読めない書けない人は、地域で孤立していく。東北地方のお嫁さんたちにとって、住民との会話が方言という環境は読解力が皆無に等しい。例えば、住民として子どもを産み育てていく人たちにとって、自動車の免許取得は必須であり自立するための一歩となる。英語で車の免許試験が実施されるようになったが、英語を母語とする外国籍住民がほとんど存在しない現状がある。

②日本語と同時に文化・習慣が身に付く支援

教室では、お花見、バス旅行、お茶会、書道、生け花、盆踊り、日本料理、忘年会など年間を通してさまざまなイベントを行う。言葉と同時に実際にコミュニケーションをとる学びは、さまざまなことが会得できる。専門の講師に依頼して行う行事は、日本社会で生きるための「本物に触れ、学ぶ」を経験させると同時に、敬語表現の実際を体験させることに繋がる。

思いがけない効果は、多くの人達の協力で14年継続している盆踊りである。多くの地域住民が参加するお祭りとなっているが、外国語など話せるはらずもなく国際交流など縁がないという高齢者が、踊りを共有し愉しむことで国際理解ではなく人間理解として外国の人達を受け入れてくれる。能代市の人口の30%を占める高齢者が日本語教室の理解者であり、教室で学ぶ外国人は、手を取り合える住民として意識してくれるようになっている。

③学習意欲がわき、達成感を得られる支援

日本語能力検定試験合格、市の語学講座講師、母国料理指導講師、国際理解活動講師、海外出身児童に対する特別非常勤講師（日本語指導および

バイリンガル支援) など、学習者が地域で生きていくエンパワメントにつながる活動を実践する。それらを新聞等で掲載してもらえば、学習者の努力を地域住民に知らせる効果と同時に学び自立しようとする外国籍の母親を持つ子供達へのエールにもなる。報道機関との連携は教室運営に欠かせない。

また、すべての外国籍住民が日本語教室に来られるわけではないため、参加できない仲間への情報提供や手助けができる人材を育てることも視野に入れた教室を目指す。本物を学び日本人の実際を学んだ学習者が一番の支援者になるはずだ。しかし、手助けが多岐にわたることも考え「秋田県地域国際化アドバイザー制度」や「外国人相談窓口」など行政としての支援があることを必ず伝える。

④行政を巻き込みネットワークをつくる支援

嫁という位置づけで海外出身女性が日本語を学ぶためには、夫や舅・姑の理解が鍵となる。日本語を学ぶことを家族に承認してもらえないケースや学習の場へのアクセスさえ困難な人もいる。教室が公的に位置づけられることで、より信頼できる教室として家族に認可される。嫁として生きていく人たちへの日本語支援は、日本人側の国際理解不足が一番の障壁となる。習慣の違いを理解し、子どもを産み育てる母親であり、家族を支える妻になって行く人であることを行政窓口にも住民にも理解してもらうことが必要である。夫や家族の協力で日本語能力試験のサポートを得て一級の認定に到ったケースも複数存在する。教室を自立するための場所として捉えた場合、外国籍住民の問題をボランティアが個人レベルで解決できるはずもなく、多くの行政窓口との連携が不可欠である。

2 乳幼児を連れて学べる教室

90年代後半、乳幼児を連れ安心して授乳等ができる、託児室を利用した日本語教室を設置したことで、福祉窓口担当者との連携がとれ、保育所見学や保育士の日本語教室訪問が実現できるようになった。絵本の読み聞かせボランティアが協力してくれたり、子育ての知恵袋的役割で主婦が子供たちを見てくれる。「空き教室を利用した親子参加型日本語教室事業」のモデル教室として文化庁に指定されたこともある。

散在地域での外国籍の母親への子育て支援は、言葉の支援は不可欠ではあるが、福祉など子育て支援関係機関に異文化理解をしてもらう必要がある。子育ての押しつけや、異文化を理解しない支援者の偏見が外国籍の母親たちを苦しめる現実を見てきた。学習会が、秋田県の子育て支援連絡協議会にも参加してきたことが、「子育て支援秋田県知事賞」を授与したことに繋がったといえる。

3 今後の課題と多文化社会の共生に向けて

散在地域に住む外国籍住民の人権は、受け入れた家族の責任として捉えられている現実があるが、それらが子どもたちの学習思考言語能力の低下を招いている。家庭内および地域住民との言語的なコミュニケーションの量・質両面での課題が影響していると考えられるが、国籍が日本の場合は、学校として個別の対処が取られるケースはほとんどない。母親たちは日本語力が十分ではないゆえに子どもに辛い思いをさせているのではないかと悩むが、補習の場を確保し日本語の基礎を指導することで格段の進歩が見える。

ある小学校で、外国にルーツを持つ子どもと一緒に日本語母語話者の子どもに日本語指導をする試みをしているが、これらの支援は子ども達全体の学習言語支援に繋がるのではないかと感じている。

言語・文化・社会的な背景が異なる人々が共に暮らしていく上で、さまざまな葛藤に直面することは当たり前である。同じ地域に暮らす仲間としてお互いに理解しあう活動を実践した方が、国際理解と大上段に構えるより受け入れやすいことを20年の実践で感じる。それはもしかしたら、散在地域であるからこそ実現できることなのかも知れない。

国際理解の最終目的は、1人の人間が異文化の土地で自分を見失わずに受け入れてもらい、その国の良いところを受け入れていく社会を構築することなのではないのか。1人の人間が生きていくためには、多くの人たちの協力が必要である。行政はもちろん、地域住民がみんなでお互いを思いやる環境をつくっていくべきだ。そのためには、日本語指導者の力量が問われることを肝に銘じる指導者でありたい。

母語や世代を超えた交流の輪

「親子日本語クラス」多文化共生センター東京事務局 青木 智弘

はじめた経緯

特定非営利活動法人・多文化共生センター東京の「親子日本語クラス」は、毎週土曜日の午後に開かれているボランティアによる交流型の日本語教室である（文化庁委託「生活者としての外国人」のための日本語教育事業）。外国人支援、とくに子どもの教育分野に力を注いでいる多文化共生センター東京は、東京都荒川区のJR三河島駅前にある旧真土小学校の設備を借りていて、「親子日本語クラス」もそこで開かれる。

国際結婚等で来日する人は日本語を学習する機会がほとんどなく、生活から言葉を覚えていく。そのため、読み書きが出来ない人が多く、子どもが学校からもらってくるプリントが読めない、仕事が見つからないなど、さまざまな困難に遭遇している。地域とのつながりが少なく、頼れる人もいない中、「居場所」がない生活をしている人も少なくない。一方、日本生まれや小学校低学年ごろに来日した子どもは、学校生活や友達と遊ぶ中で日本語を身につける一方、母語を話す機会が減るために日本語習得に難儀する親との間でコミュニケーション不足に陥りがちである。

そこで「親子日本語クラス」は、乳幼児から小学生の子どもを抱えた外国出身の親子を中心に、外国にルーツをもつ人々が、ボランティアと日本語を通して交流することで地域社会へ参画できるようにと2009年7月に開設された。ボランティア

と大人の学習者はペアや小グループに分かれて、学習者それぞれの希望に沿って、日本語の習熟度にあわせた学習を行っている。

自由な会話を交わしながら日本語の語彙を増やす人もいれば、文法を教科書で学ぶ人もいる。会話やひらがな・カタカナの読み書きはできて、漢字のみを集中的に学ぶ人もいる。学びの時間は1時間半を基本とし、残る30分は全員が集まって、すごろく、漢字パズル、単語カードなどの各種教材を活用した交流会を行っている。

大人の参加者は、子どもの親に限らず高齢者も含めて毎回25人程度で、出身は中国、韓国、フィリピン、タイなどとさまざま。うち、東京都荒川区という地域の特性から、韓国出身の1世の高齢者で漢字を学ぼうという受講者が7名前後、私たちは親しみを込めて韓流オモニと呼んでいる。5名ほどの小学校低学年の子どもたちは、マンツーマンで、算数、国語をおもに学習している。親と一緒に来ている場合は、親は同じ教室で日本語を学習している。

これまでの成果

「親子日本語クラス」は、平日は全くといっていいほど日本語に接する機会のない学習者に、気軽に日常生活上の疑問点や、個々が抱えている問題を共有できる場をつくっている。

日本語学習意欲のなかった小学校低学年の児童については、母親とともに勉強するやり方をとったところ、集中して勉強するようになった。母親と一緒に子どもの得意科目を日本語で学び、場合によっては母親が母語で補助をするという工夫によって学習意欲が増した。

会話には不自由しない高齢者たちの「字を学びたい」という意欲には、多くのボランティアが感銘を受けている。当初基本的なあいさつレベルしかできなかった学習者も、身の回りの出来事を基



ボランティアとのペア学習



親子が一緒に

本的な事柄については表現できるようになった。

介護や看護への就職を目指して学ぶ、タイやフィリピン出身の大人もいる。

スイカ割り、クリスマス会、韓国料理の会など、3カ月に1回程度の割合で、学習を休んで交流だけの会にすることもある。学習者の母語はバラエティに富むので、交流する機会には日本語を必然的に話すことになる。受講者同士の交流が深まるだけでなく、日本語会話を楽しく実践する場所としても交流の機会は貴重である。

受講者は、スイカ割りで日本の夏の風物詩に、韓国料理の会では韓国の食文化にそれぞれ親しむことができた。クリスマス会ではボランティアも含めて、それぞれの国の料理をつくって持ち寄り歓談、自己紹介ゲームやジェスチャーゲームをして交流を深めた。荒川区内のボランティアの紙芝居サークルを招いて、昔話の紙芝居上映も定期的に行っている。荒川区内の他団体との連携は、荒川区社会福祉協議会に支えていただいている。



紙芝居

文化共生センター東京としては初の取り組みである。自らも母親であるボランティアや、小学校教員OGのボランティアが活躍しているが、初めての取り組みであるが故に、ボランティアの勉強会や研修会の定期的な開催など必要となってきた。

また、クラスの中で、子育て中の母親からの生活や教育に関する相談も多く寄せられている。保育園・小中学校・高等学校に提出する書類などを持参した母親に、ボランティアが内容と書き方を説明することは日常茶飯事である。公営住宅への転居に必要な書類の内容説明や、パートの勤め先での悩み事相談をもちかけられることもある。

多文化共生センター東京では、生活相談にはボランティアだけでなく事務局員も対応しているが、ボランティア・専従者を問わず生活相談に対応する能力のスキルアップ・区の相談窓口などとの連携強化が今後の課題ともなっている。

学習者の大半が荒川区または近隣在住なのに、東京という場所柄もあってボランティアの多くはそうではない。そのためボランティアや事務局員は、荒川区や近隣の社会資源に必ずしも明るくない面もある。そのような事情もあって、近隣在住のボランティアを増やすことも課題になっており、荒川区社会福祉協議会などを通じて募集しているが、いわゆる集住地域ではない土地柄のせいか「日本語や勉強を教える」という活動内容に敷居の高さを感じてしまう方は少なくない。「これから何かボランティア活動をしたい」と思った人にとって、在住外国人の支援といった活動分野は、環境や高齢者福祉などの活動と比べると、まだまだ一般的ではないのかもしれない。

さまざまな課題を抱えている私たちの親子日本語クラスだが、外国出身のお母さんの悩みが解決したり小学生の学習意欲が向上した時の喜びは大きい。「韓流オモニ」たちは次々に漢字を覚えていく。ボランティアの広域性など東京都心部ならではの悩みもあるが、これからも母語や世代を超えた交流の輪を拡げていきたい。

今後の課題

親子日本語クラスでの小学生の学習支援は、多

可児市における高校進学に向けた日本語指導 「ボクは日本の高校に行けますか？」

NPO 法人可児市国際交流協会事務局長 ^{かかむ} 各務 眞弓

全員の合格！

2010年3月、岐阜県立高校の合格発表の日は、私たちにとって夢のような日となった。2009年4月から実施していた進学支援教室「希望」の子ども5名、文部科学省「定住外国人の子どもの就学支援（虹のかけはし）事業」を受託して行った「きぼう教室」の子ども2名、公立中学に在学していても日本語が不安な子どもも受け入れて行った「きぼう夜教室」の9名、特色化合格も含め16名全員がみごと合格したのである。

就学支援教室開設の経緯

こうした子どもの学習支援の取り組みは、可児市国際交流協会（以下、協会）の歴史とともにある。2000年5月の協会設立と同時期に市内に開設されたブラジル人学校が存在も含め、在住外国人の子どもたちの教育の問題に関心を持って取り組んできた。

「ボクは日本の高校に行けますか？」

在住外国人の義務教育年齢を超えた子どもの高校進学の支援は、2002年の春、16歳の日系ブラジル人の子どものこの言葉から始まった。日本の学校に在籍のない外国人の子どもは、「中学卒業程度認定試験」を受けて合格すれば高校受験が可能になるとわかったが、すでに願書受付期限は終わっており、来年度を待つこととなった。こうして経過していく時間が、子どもたちから夢や希望を奪ってしまう。

しかし、彼は希望を持ち、日本語教室も休まず通い、日本語や漢字の勉強に励んだ。受験のための勉強も毎日欠かさず過ごした。こつこつ学ぶ彼は多くの人に支援され、小学校のスクールサポーターとして乞われ学校で後輩の指導に携わりなが

ら定時制高校に合格し、3年で卒業した。親は遠くブラジルにおり、経済的にも精神的にも支えてもらえない状態の中で、定時制高校から外語短大に進学。短大から大学編入と自らの人生を切り開いている。彼のつけた道は、多くの子どもたちが目指す道となっている。

フレビアの就学支援

この6年間にわたる進学支援は、2008年4月、可児市多文化共生センターフレビア（以下、フレビア）がオープンし活動拠点を得たことで、さらに取り組みが広がった。特に2009年の「希望教室」は、5人の高校受験を希望する子どもがおり、高校進学を目指す教室として開講した。担任や時間割を決め、毎日5時間勉強した。最初の3カ月は日本語を中心に、少しずつ教科も入れた。校外学習として高校見学も行い、義務教育年齢を超えても高校進学を望む子どもの存在を地域の高校にも理解してもらうようにし、また近隣施設見学は、電車通学に備え公共交通機関の利用の仕方を教えながら行った。イベントなどで地域と交流することで、こうした子どもたちの教育支援を理解してもらえるようにした。

秋には文部科学省の「定住外国人の子どもの就学支援事業」も採択され、高校進学のための日本語初期指導を行う「きぼう教室」を実施した。この2つの教室を通じ、改めて来日間もない多くの子どもたちが学ぶ場所を求めていることを知った。遠方からも申込みがあった。「この子は、本当に日本の高校に行けますか？」と聞かれ、「受験のための条件が整っていれば可能でしょう。本人の努力と親も毎日通わせる覚悟が必要です」。受験まで半年もない。毎日の積み重ねがいかに大切かを親に説く。学割もなく親の負担も大きい



緊張の面接練習

が、電車を乗り継ぎ1時間、2時間かけて通った子どもたちもいる。家に帰れば母語だけの彼らにとって、休まず通うことが最低条件である。

親との懇談や書類作成は、在籍校のある子は在籍校にお願いができた。在籍校のない親子には、日本の教育システムや提出書類についての説明や進路指導を行ったが、なかなか理解してもらえない。母国から取り寄せる書類が届かず気をもんだ。

志望校が決まると本格的に受験対策の学習に切り替えた。特に受験前3カ月は、入試に備え小論文と面接練習に励んだ。面接は、日本語がまだ充分ではなく日本人との関わりが少ない子どもたちには試練である。初対面の人に自分の思いを伝えることは、なかなか難しい。多くのボランティアや取材を続ける新聞記者にも面接官をお願いした。お互い緊張しながら真剣そのものの練習風景であった。この自分の意志を伝えるという経験が、子どもたちに自信をつけさせていき、日本語での会話が増えていった。そして、在籍校のない子ども3人については、願書提出、受験、合格発表、入学説明会と3つの希望高校にそれぞれ付き添った。

フレビアで学んだ子ども全員合格という成果は、本人や担当した指導者たちの努力のみならず、支えてきた家族や、県・市の教育委員会、在籍中学の先生方や協力いただいた多くの方々のご支援、ご協力の賜であり、こうした連携が、志望校の先生方にご理解いただけたのだと思う。

今後に向けての課題

今年度も高校進学への支援は、「さつき教室」(注1)として取り組み、現在5名が高校を目指し毎日通っている。「きぼう教室」も昼間と、夜の教室を実施して

いる。現在、日本語が不安な小・中学生も含め80人以上登録している。勉強を希望する子どもたちが増えたのは、高校進学があたりまえになったこと(「ばら教室KANI」(注2) 開設以前は中学を卒業する子どもは少なかった)が考えられるが、夜の教室は、勉強に集中できない子が多く、勉強したい子を阻害してしまう。一人ひとりに充分な対応ができないため混乱している。教室の意図や注意事項を説明したいが、親は来ない。勉強しない子は家に帰るよう厳しく指導しているが、本当はこの状態にジレンマを感じている。なぜなら、「きぼう教室」本来の目的は不就学をなくすことである。ルールを守れず勉強に集中できない子どもたちこそ、学校をやめてしまわないような支援が必要だからである。学習言語が理解できず、授業についていけない、漢字がわからない、テストで点が取れない。日本語は話せるが、日本語に自信が持てない。将来みんなと高校に行けるか、不安で自分自身を見失いそうになっている子どもが多い。しかし、彼らを受け入れる環境が整っていない。場所も指導者も不足している。

義務教育年齢を超えた子どもたちへの支援も含め、学習環境の充実のためには、誰でも学べる仕組みと場所づくりが必要である。時間の経過やタイミングが子どもたちの夢や希望を奪うこともある。あきらめない気持ちを持ち続けることは、容易なことではない。子どもたちが意欲を持ち、勉強したいと思う瞬間をとらえて、自信を持たせるような指導や、そのための支援や環境づくりが必要である。

地域の子どもたちが、進学や将来に夢が描けるよう今後も支援を続けていきたい。



高校に向け数学の授業

(注1)「さつき教室」：義務教育の就学年齢を過ぎた子どもたちの高校進学支援を行う教室。

(注2)「ばら教室KANI」：2005年可見市が設置した初期適応教室。日本語の初期指導が必要な児童・生徒が学校に在籍しながら、日本語や学校生活について学ぶ教室。

企業と連携した日本語教室の開催について

三重県国際室

はじめに

三重県で生活する外国人住民は年々増加しており、2009年末には初めて前年を下回ったが、景気回復の状況に合わせて今後もより増加する傾向にあると思われる。彼らが、地域住民等との意思疎通を図り、地域社会の中で孤立することなく生活していくためには、日本語によるコミュニケーションが必要不可欠である。

また、経済の悪化の影響を受けて、派遣・請負等不安定な雇用形態にある外国人労働者が多く失業し、再就職のためには日本語の会話のみならず読み書きの能力が求められ、外国人労働者の日本語学習の必要性がより一層高まってきた。

しかし、現在の日本語教室の状況は、市民活動の一環として、地域で個々のボランティアが外国人に対する指導を行っており、指導者個人のスキルに委ねられている部分が大きく、学習者の多様なニーズへの対応が不十分である。このことを解消し、日本語学習支援者の能力向上を図るため、当県では、地域の日本語教室で外国人に日本語を教えているボランティアを対象に研修会を開催し、日本語学習をサポートする人材育成に取り組んでいる。

一方、外国人労働者の多くは、日本語を学ぼうとしても身近で日本語教室が開催されていない、授業の実施時間帯には仕事で受講できないなど、さまざまな事情から日本語教室に通うことが難しい状況にある。また、日本語学習と仕事を両立し継続していくには、本人の努力だけでなく周囲の理解や協力が必要である。

そこで、外国人労働者の日本語を学ぶ機会を増やし、県が育成した日本語学習支援者が学んだスキルを生かし活躍していくため、外国人を雇用する企業との連携を図り、日本語教室を開催することを呼びかけていくこととした。

憲章の普及啓発

愛知県、岐阜県、三重県の東海3県は、人口に占める外国人の割合が全国的にも高い地域であり、外国人労働者を雇用する企業も多く、外国人労働者は当地域の経済を支える大切な人材となっている。

このことから、名古屋市を含む東海3県1市では、地元経済団体協力のもと、当地域の経済を支える外国人労働者の適正雇用および外国人労働者の地域住民との共生のための環境づくりに、多くの企業が自主的に取り組むきっかけとするため、2008年1月に『外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応に促進するための憲章』を策定した。これは、全国的にみても初の取り組みであった。憲章は6項目から構成され、第1項に「外国人労働者の日本社会への適応促進を図るため、彼らに対して日本語教育および日本の文化や慣習等についての理解を深める機会を提供するよう努める。」と日本語学習の支援を掲げている。

この憲章の普及啓発の取り組みのひとつとして、2008年10月、四日市市、四日市商工会議所との共催により「産業からみる多文化共生セミナー～今後の労働力確保を考える～」を開催した。その際、参加企業に事業所内での多文化共生の取り組み（外国人の日本語学習支援など）についてのアンケートを実施した。憲章の趣旨に賛同されたセンコー株式会社三重支店様から検討したいとの回答をいただき、調整の結果、企業内での日本語教室開催に協力していただけることとなり、2009年12月に、いなべ市内にある営業所内で日本語教室を実施することとなった。

企業内での日本語教室の実施

初回は試験的に外国人労働者に日本語教室を体験してもらうこととした。講師については、当県



自己紹介から

が開催した日本語学習支援者養成講座の受講修了者から協力していただける方を募り、1名の方から協力を得られることとなった。当日は日本文化に触れたり、折り紙を使うなど講師に内容を工夫していただいたことから、学習者は熱心に受講していた様子であった。

授業終了後、学習者に今後の意向を確認したところ、日本語教室を定期的に開催してほしいとのうれしい声が寄せられ、モデルケースとして2010年3月までの期間限定で継続することとなった。授業は、講師の派遣、受講者の就業時間の調整等もあり、2週間に1回、就業後に1.5時間の授業が進められた。

当時いなべ市内では、地域の日本語教室はなく、日本語教室を立ち上げたいとの声があったことから、2010年1月にいなべ市国際交流協会との共催で「日本語ボランティア養成研修」を開催した。企業内での日本語教室と開催が同時期であり、これは研修受講者の地元での活躍の場につなげるチャンスであると捉え、日本語教室の見学を受講



日本語教室の様子

者に呼びかけ、数名の受講者に見学をしていただいた。

見学者からは、「機会があればボランティアとして参加したい。」「グループで教える難しさを感じた。」という感想から、授業内容について「絵札を活用してはどうか」「生徒同士で会話をさせてみてはどうか」など具体的な意見もいただいた。これらの感想、意見は講師と情報共有を行い、今後の授業内容の参考にしていただいた。

今年度に入り、いなべ市内では日本語教室が立ち上がり稼動し始めた。今後人材が育成され、日本語学習支援者と企業が連携した日本語教室に結びつくことを期待している。

最後に

今回の企業内での日本語教室は、受講者が20名程度、講師が1名であったことから、授業はスクール形式で行った。受講者は、フィリピン、ブラジル、スリランカ、中国とさまざまな出身国に分かれ、日本語のレベルにも差があったことから、授業の内容をどのレベルにあわせるかが課題となった。初級者レベルにあわせると中級者、上級者には退屈な授業となり、レベルを上げると初級者は授業についていけないという状況であった。

今回の教室の開催地周辺では日本語学習支援者が少なく、講師が1名しか確保できなかったことが大きな原因ではあるが、私たちとしては教室の開催を支援する上で大きな反省点である。今後の教室開催あたっては、マンツーマンまたは同じ日本語レベルでの少数グループ形式で運営できるよう、日本語学習支援者の確保に努めていく必要がある。

最後に、センコー株式会社三重支店のみなさまには、企業内での日本語教室実施にご理解、ご協力をいただき深く感謝申し上げます。